



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年4月15日金曜日 第2765号

◇ 目 次 ◇

知事印（専用公印）の新設.....	（私学文書課）	334
救急病院の協力申出.....	（医療対策課）	334
地籍調査事業計画の公表.....	（農政課）	334
基本測量の実施の通知.....	（道路維持課）	335
公共測量の終了の通知（2件）.....	（ " ）	335
委任した指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更.....	（建築住宅課）	335
土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....	（東予地方局農村整備課）	336
土地改良区の定款変更の認可.....	（ " ）	336
建設業者の許可の取消し.....	（中予地方局管理課）	336
開発行為に関する工事の完了.....	（中予地方局建築指導課）	336
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	（南予地方局地域福祉課）	336
指定一般相談支援事業者の指定.....	（ " ）	337
指定道路の指定.....	（南予地方局八幡浜土木事務所）	337

選挙管理委員会告示

愛媛県選挙管理委員会委員長選挙結果の告示.....	（選挙管理委員会）	337
政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体.....	（ " ）	337
不在者投票のできる施設の指定の一部改正.....	（ " ）	338

告 示

○愛媛県告示第450号

愛媛県公印規程（昭和34年愛媛県訓令第8号）第6条の規定により、知事印（専用公印）を次のとおり新設した。

平成28年4月15日

愛媛県知事 中村時広

印 影	管 守 場 所	用 途	使用開始年月日
	東予地方局 中予地方局 南予地方局	内水面採捕許可用	平成28年4月1日

○愛媛県告示第451号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成28年4月15日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
社会医療法人石川記念会HITO病院	四国中央市上分町788番地1	社会医療法人石川記念会	平成31年3月31日まで
独立行政法人労働者健康福祉機構愛媛労災病院	新居浜市南小松原町13番27号	独立行政法人労働者健康福祉機構	平成31年3月31日まで

平成脳神経外科病院	松山市北井門二丁目7番28号	医療法人松山平成会	平成31年3月31日まで
愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	国立大学法人愛媛大学	平成31年3月31日まで
西予市立野村病院	西予市野村町野村9号53番地	西予市	平成31年3月31日まで
愛媛県立南宇和病院	南宇和郡愛南町城辺甲2433番地1	愛媛県	平成31年3月31日まで

○愛媛県告示第452号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する平成28年度の事業計画を、平成28年4月1日次のとおり定めた。

平成28年4月15日

愛媛県知事 中村時広

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間	摘 要
松 山 市	堀江地区の一部	平成29年3月31日まで	地籍調査
	勝岡地区の一部	"	"
	上総地区	"	"
	水口地区	"	"
	内宮地区	"	"
	馬木地区の一部	"	"
	柳谷地区	"	"
	河中地区	"	"
	梅木地区	"	"
	東川地区	"	"
	恩地地区	"	"
大井野地区	"	"	
東鳥生町、北高下町、南高下町、衣千町の一部	東鳥生町、北高下町、南高下町、衣千町の一部	平成29年3月31日まで	地籍調査

今 治 市	北鳥生町、南鳥生町、北高下町、南高下町の一部	''	''
	南鳥生町、北高下町、南高下町の一部	''	'' (概況調査)
	衣干町、石橋町、広紹寺町、北鳥生町、土橋町、横田町の一部	''	'' (概況調査)
宇 和 島 市	大浦の一部	平成29年 3月31日まで	地籍調査
	上畑地の一部	''	''
	下畑地の一部	''	''
	下畑地の一部	''	数値情報化
八 幡 浜 市	大浦の一部	''	''
	向灘の一部	平成29年 3月31日まで	地籍調査
	日土町 5 番耕地の一部	''	''
	八幡浜の一部	''	''
新 居 浜 市	大谷口一丁目等 7 単位地区	''	'' (概況調査)
	日土町 5 番耕地の一部	''	数値情報化
	高木町の一部、庄内町の一部、坂井町の一部	平成29年 3月31日まで	地籍調査
	庄内町二丁目、庄内町三丁目	''	''
西 条 市	別子山弟地の一部	''	''
	西泉の一部、坂元の一部	平成29年 3月31日まで	地籍調査
	坂元の一部	''	''
	坂元の一部、氷見の一部	''	''
	氷見の一部	''	''
大 洲 市	西泉の一部、坂元の一部	''	数値情報化
	坂元の一部	''	''
	長浜の一部	平成29年 3月31日まで	地籍調査
	新谷の一部	''	''
	菅田の一部	''	''
	宇津の一部	''	''
四 国 中 央 市	新谷の一部	''	数値情報化
	菅田の一部	''	''
	長浜の一部	''	''
	富郷町寒川山の一部	平成29年 3月31日まで	地籍調査
	川滝町下山領家の一部	''	''
	金生町山田井の一部	''	''
	富郷町津根山の一部	''	''
	土居町上野の一部	''	''
東 温 市	新宮町馬立の一部	''	数値情報化
	土居町上野の一部	''	''
	金生町山田井の一部	''	''
上 島 町	金砂町平野山の一部	''	''
	魚島一番耕地の一部	平成29年 3月31日まで	地籍調査
松 前 町	滑川の一部	平成29年 3月31日まで	数値情報化
	松瀬川の一部	''	''
	松瀬川の一部	''	地籍調査
	北川原の一部	平成29年 3月31日まで	地籍調査
	北黒田の一部	''	''
松 前 町	筒井、浜、東古泉の一部	''	''
	南黒田の一部	''	''
	浜(新立)の一部	''	'' (概況調査)
松 前 町	浜(本村)の一部	''	'' (概況調査)

○愛媛県告示第453号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 4月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 基本測量(空中写真撮影・オルソ作成)
- 2 作業期間 平成28年 4月19日から
平成29年 3月31日まで
- 3 作業地域 松山市、今治市、西条市、東温市

○愛媛県告示第454号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局松山河川国

道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年 4月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成27年12月20日から
平成28年 3月31日まで
- 3 作業地域 新居浜市 船木地区

○愛媛県告示第455号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局松山河川国

道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年 4月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成28年 1月12日から
3月25日まで
- 3 作業地域 西条市(一部)

○愛媛県告示第456号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の8第3項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があった。

平成28年 4月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 名称及び住所
一般財団法人ベターリビング
東京都千代田区富士見二丁目7番2号
- 2 変更する構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
(1) 変更前

名 称	事務所の所在地
構 造 判 定 部	東京都千代田区富士見二丁目7番2号

- (2) 変更後

名 称	事務所の所在地
本 部	東京都千代田区富士見二丁目7番2号

名古屋事務所 愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号

3 変更年月日
平成28年 4月20日

○愛媛県告示第457号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、今治市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 4月15日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白 石 武 志	今治市松木30 - 11

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白 石 和 孝	今治市松木301 - 2

○愛媛県告示第458号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市旦之上土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 4月15日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	岡 憲 朗	新居浜市萩生1299 - 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	合 田 信 隆	新居浜市萩生1404

○愛媛県告示第459号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市旦之上土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年 4月15日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

○愛媛県告示第460号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成28年 4月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな った 事 実
(般 - 27) 第13284号	平成28年 1月23日	(有)進栄土建	前田 明美	松山市古川南3 - 1355 - 1	平成28年 3月1日	土木工事業 とび・土工工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 27) 第13254号	平成27年 12月4日	松山木材製品市場(株)	林 美希	松山市山越6 - 15 - 2	平成28年 3月3日	建築工事業 大工工事業	建設業の廃止
(般 - 23) 第16878号	平成23年 7月5日	電建工事店	楠田 善久	松山市東垣生町501 - 4	平成28年 3月15日	電気工事業	建設業の廃止
(般 - 27) 第2601号	平成27年 6月16日	愛媛森連産業(株)	井谷 渙郎	松山市中野町甲139 - 7	平成28年 3月28日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 26) 第16527号	平成26年 7月9日	石本建設	石本 竹好	伊予郡砥部町高尾田840	平成28年 3月29日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第461号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年 4月15日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
28中局建(開)第1号 平成28年 4月4日	伊予郡松前町大字昌農内字竹ノ鼻426番1	伊予郡松前町大字昌農内38番地 弓 立 高 史 弓 立 知 里

○愛媛県告示第462号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サー

ピス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年4月15日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 止 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810300255	NPO法人 結の会	愛媛県宇和島市三間町増田20番地	稲 田 司	就労移行支援	ゆいの里	愛媛県宇和島市三間町増田20番地	平成28年3月31日

○愛媛県告示第463号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者を指定した。

平成28年4月15日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

事業者番号	指 定 一 般 相 談 支 援 事 業 者			指定地域相談支援の種類	指 定 一 般 相 談 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3833600103	内子町	愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地	稲 本 隆 壽	地域移行支援	内子町障害者地域活動支援センターかいと	愛媛県喜多郡内子町五十崎甲1288番地	平成28年4月1日
3833600103	内子町	愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地	稲 本 隆 壽	地域定着支援	内子町障害者地域活動支援センターかいと	愛媛県喜多郡内子町五十崎甲1288番地	平成28年4月1日

○愛媛県告示第464号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成28年4月15日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
平成28年4月8日
- 3 指定道路の位置
大洲市中村字下障子158番2の一部、162番1の一部及び162番8
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 20.33メートル 31.66メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル 4.80メートル

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第16号

平成28年4月5日開催の委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任した。

平成28年4月15日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大 塚 岩 男

住 所	氏 名
松山市北久米町202番地1	大 塚 岩 男

○愛媛県選挙管理委員会告示第17号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成28年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年4月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

政 治 団 体 の 名 称	代表者及び会計責任者の氏名		主 たる 事 務 所 の 所 在 地
	代 表 者	会 計 責 任 者	
原発いらない人々愛媛	長 野 鉄 雄	長 野 鉄 雄	今治市大正町3-4-3
たきもと徹後援会	滝 本 徹	原 俊 司	松山市千舟町四丁目5番地2
脱原発愛媛県知事を創る会	小田々 豊	岩 城 留 美 子	今治市玉川町龍岡下808
西岡孝知後援会	西 岡 孝 知	西 岡 孝 知	伊予市双海町高岸甲1576

まつやま元氣100年宣言	川 本 光 明	原 俊 司	松山市南高井町788番地
--------------	---------	-------	--------------

○愛媛県選挙管理委員会告示第18号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

平成28年4月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
1・2 省略				1・2 省略			
3 老人ホーム				3 老人ホーム			
名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日	名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日
省略				省略			
特別養護老人ホーム和光苑新館	省略			特別養護老人ホーム和光苑新館	省略		
特定有料老人ホーム福寿荘	有料老人ホーム	松山市馬木町21 58	平成28年4月5 日				
省略				省略			
特別養護老人ホーム祝の郷	省略			特別養護老人ホーム祝の郷	省略		
ショートステイいづみ	老人短期入所施設	宇和島市泉町一 丁目1 - 40	平成28年4月5 日				
省略				省略			
4・5 省略				4・5 省略			